

老齢厚生年金の 繰上げ請求と繰下げ請求

特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過職域加算額)の受給権発生年月日が61歳以降に引き上げられた方は、60歳以降に特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過職域加算額)の支給開始年齢に達する前に繰上げて受給することができます。

65歳から本来支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過職域加算額)を受給できる方は、66歳以降に繰下げて受給することができます。



繰上げ

○手続き方法

- 1 請求書が本組合にございますので、年金課までご連絡ください。
 - 2 60歳以降に必要な書類と併せて、請求書を本組合までご提出ください。
- ※ 本組合の受付日が受給権発生日となります。

■注意点

- 1 繰上げによる減額率は、ひと月当たり0.5%となり、減額率は生涯変わりません。
- 2 繰上げ請求の取消・変更はできません。
- 3 公務員または民間企業等に在職中の場合は、年金の支給額の全部または一部が停止となる場合があります。
詳細は『共済だより』1月号をご覧ください。
- 4 複数の老齢厚生年金の受給権を有している方は、すべて同時に繰上げとなります。
- 5 国民年金の老齢基礎年金についても、同時に繰上げとなります。
- 6 加給年金額の加算については、65歳到達時となります。
詳細は昨年の『共済だより』4月号をご覧ください。



繰下げ

○手続き方法

- 1 65歳到達時に本組合から送付します「繰下げの申し出」を本組合までご提出ください。
「繰下げの申し出」の提出がない場合、繰下げとなりません。
 - 2 1年以上の待機期間の後、66歳以降に年金課までご連絡ください。（請求書が本組合にございます。）
 - 3 必要書類と併せて、請求書の本組合までご提出ください。
- ※ 本組合の受付日が受給権発生日となります。

■ 注意点

- 1 繰下げによる増額率は、ひと月当たり0.7%となります。
- 2 待機期間中に公務員または民間企業等に在職中の場合は、年金の支給額の全部または一部が停止となり、停止された額を除いての繰下げ加算額の加算となります。
- 3 繰上げをした方は、繰下げはできません。
- 4 待機期間中は、年金の支給なしとなります。
- 5 繰下げは最長5年間となります。
- 6 複数の老齢厚生年金の受給権を有している方は、すべて同時に繰下げとなります。
- 7 国民年金の老齢基礎年金の繰下げは、選択できます。

その他

- 1 繰上げおよび繰下げともに、受付日の翌月分から支給対象となりますが、受付後に支給に向けた事務処理を開始しますので、初回の支給までお時間を要する場合があります。
- 2 障害給付および遺族給付の受給権を有している場合等については、繰上げおよび繰下げが行えない場合があります。

令和4年4月から繰上げ請求および繰下げ請求が変わります！

令和2年5月29日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月5日に公布されました。

- 繰上げ請求 減額率が0.5%から0.4%に変更されます。
- 繰下げ請求 繰下げ期間が最長5年から10年に変更されます。

詳細は、『共済だより』12月号の投げ込み冊子等でご確認ください。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307